

元の生活を返せ訴訟 第15回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第15回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第15回口頭弁論：1月13日（水）14：00から

同時開催：第15回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2016年1月13日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

被 告 国、東京電力株式会社

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

第2 第15回口頭弁論の概要

1 原告の主張

○原告準備書面（29）

原告らは繰り返し、被告らが「福島第一原発の敷地浸水に至る程度の津波の発生を予見することが可能であった」ことの主張立証をくり返し、その重要な知見として、2002年に公表された「長期評価」の説明をしてきた。

今回の準備書面は、この「長期評価」を部会長として取りまとめた東京大学地震研究所の島崎邦彦教授の証人尋問調書（証人尋問は千葉地裁で実施）の内容に基づき、「長期評価」に基づき津波対策をとることの妥当性を説明したものです。

この島崎教授は、わずか約400年ほどの過去の記録のみを前提とすることの不当性や、むしろ地震が起こっていない箇所（地震の空白域）こそ近い将来の地震発生が想定されることなどを説明しています。

被告らはこの「長期評価」を採用しなかったが、この「長期評価」を被告らは当時検討している以上、津波を予見することが「可能であった」ことは明らかなのです。

2 国の主張

国は今回書面と証拠を提出していない。

3 東電の主張

東電は今回書面と証拠を提出していない。

4 第15回口頭弁論の進行

原告側からは、原告本人が意見陳述を行います。原告夫婦2人が法廷に立ち、夫がその夫婦の被害の内容について意見陳述を行います。

また原告代理人1人が原告準備書面（29）に関する意見陳述を行います。

5 第16回法廷

2016年3月23日（水）14時～

以 上